

浅羽デイサービスセンター  
指定通所介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人三宝会が開設する浅羽デイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行なう指定通所介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が、要介護状態にある高齢者に対し適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者が抱える社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の介護及び機能訓練、その他必要な援助を行なう。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意志及び人格を尊重し、関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービス提供機関及び居宅介護支援事業者や他の居宅サービス提供事業者との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 浅羽デイサービスセンター
- 二 所在地 静岡県袋井市浅羽 4140 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。（第1号通所事業（通所介護相当サービス）職員と兼務）

- 一 管理者 1人  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行なう。
- 二 生活相談員 1人以上  
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果す。
- 三 看護職員 1人以上  
看護職員は、健康チェック等を行なうことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種のサービスを利用するために必要な処置を行なう。
- 四 介護職員 サービス提供時間を通じて 8人以上  
介護職員は、通所介護にあたり利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行なう。
- 五 機能訓練指導員 1人以上  
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行なう。
- 六 運転手 2人以上  
運転手は、利用者の送迎用車両への移乗介助及び送迎用車両の運転を行なう。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

- |            |                                  |
|------------|----------------------------------|
| 一 営業日      | 毎週月曜日～土曜日<br>ただし、12月30日～1月3日を除く。 |
| 二 営業時間     | 午前8時00分～午後5時00分                  |
| 三 サービス提供時間 | 午前9時20分～午後4時30分                  |

(利用定員)

第6条 事業所の1日の利用定員は次のとおりとする。(第1号通所事業(通所介護相当サービス)サービス定員を含む)

1単位 50名

(事業の内容)

第7条 事業の内容は、指定居宅介護事業者または本人が作成した居宅サービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを提供する。また緊急の場合等で居宅サービス計画が作成されていない利用者には、利用者と本事業所で協議し選定したサービスを提供する。

- 一 日常生活に関すること  
日常生活動作能力の程度により、必要な介護サービスの提供。
  - ア 排泄の介助
  - イ 移乗、移動の介助
  - ウ その他必要な介護
  - エ 養護(休養)
- 二 入浴に関すること  
心身の状況に応じた必要な入浴サービスの提供。
  - \*入浴の形態
    - ア 一般浴槽による入浴
    - イ 特殊浴槽による入浴
  - \*介護の種類
    - ア 衣類の着脱の介助
    - イ 身体の清拭、洗髪、洗身の介助
    - ウ その他必要な介護
- 三 食事に関すること  
嚥下その他の状況から適切な調理方法による食事を用意し、必要な食事サービスの提供。
  - ア 配膳、下膳の介助
  - イ 食事摂取の介助
  - ウ その他必要な介護
- 四 機能訓練及びアクティビティに関すること  
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種サービスの提供。
  - ア 日常生活動作に関する訓練
  - イ レクリエーション、創作活動等
  - ウ 行事への参加
  - エ 体操等
- 五 健康管理に関すること  
健康チェック等による利用者の健康状態の確認。
- 六 送迎に関すること  
車両による居宅から事業所間の送迎サービスを提供する。

- ア 送迎車両への移動及び乗降介助
  - イ 車両による送迎
- 七 相談及び助言に関すること
- 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言。
- ア 日常生活動作能力維持、向上に関する相談、助言
  - イ 福祉用具利用に関する相談、助言
  - ウ その他必要な相談助言

(通所介護計画の作成等)

第8条 事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合はその計画に基づいて、利用者の心身の状況、家族等介護者の状況に応じた通所介護計画を作成し、利用者又は家族に対してその内容を説明し、同意を得る。

- 2 事業所は、利用者に対し通所介護計画に基づいて各種のサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行なう。

(利用者の留意事項)

第9条 サービスの利用者は、居宅サービス計画に基づいて作成された通所介護計画により提供されるサービスにより、日常生活動作の維持向上に努める。

- 2 機能訓練室の利用にあたっては、機能訓練指導員の指導に従い、事故発生の防止と安全の確保、設備・備品の保全に努める。

(事業の利用料)

第10条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合とする。

- 2 次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。

- 一 第12条に定める通常の事業の実施区域以外の地域に居住する利用者に対して行なう送迎に要する費用は、その実費を徴収する。なお、車両を使用した場合は、次の額を徴収する。

ア 通常の事業の実施区域を越えた地点から片道10km未満 200円/回

イ 通常の事業の実施区域を越えた地点から片道10km以上 1kmにつき20円/回

- 二 食事の提供に要する費用。(おやつ代含む) 670円/回

- 三 通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用。 実費相当額

- 3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する場合は、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に署名捺印を受けることとする。

- 4 利用料は、現金又は銀行口座振替により、本事業所が定める期日までに支払うものとする。

(緊急時の対応方法等)

第11条 事業の提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、職員は速や

かに利用者の主治医又は協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 管理者は静岡県指定居宅サービスの人員、設備及び運営に関する規則に基づき、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、月に1回、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業者は、周辺の環境を踏まえて、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成する。

3 事業者は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等、地域との連携を重視する。

4 事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等、従業者の防災教育に努めなければならない。

(通常の事業の実施区域)

第13条 通常の事業の実施区域は、袋井市立浅羽中学校区内(旧浅羽町、袋井市岡崎・山崎)、及び袋井市内の松袋井・新池地区の一部・柳原・南町・砂本町・清水町・小川町・青木町・上田町・大門二丁目・大門三丁目・豊沢、磐田市豊浜・南御厨地区とする。

(サービスの提供記録の記載)

第14条 事業所の職員は、指定通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載するものとする。

(秘密保持)

第15条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

2 事業所の管理者は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を、職員でなくなった後においても漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第16条 事業所の管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するため、担当職員2名を配置し事実関係の調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者又は家族に対する説明をし、理解を得るものとする。

(虐待の防止)

第17条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又は再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

ものとする。

- 二 虐待防止のための指針を整備する。
- 三 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(損害賠償)

第18条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(衛生管理)

第19条 事業所の職員は、事業に使用する備品等を清潔に保持し、必要に応じて消毒を行なう等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 事業所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第20条 事業所は、事業所の職員の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとする。

2 事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

- 3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、この事業を行なうため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備するものとする。

6 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、開設者と事業所の管理者が協議して定めるものとする。

#### 付 則

- この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- この規程は、平成 16 年 3 月 31 日に一部改正する。
- この規程は、平成 17 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 17 年 10 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 18 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 19 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 23 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 23 年 8 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 24 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 24 年 10 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 25 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 25 年 10 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 27 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 27 年 8 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 28 年 8 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 29 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、平成 30 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、令和 3 年 4 月 1 日に一部改正する。
- この規程は、令和 6 年 1 月 1 日に一部改正する。

浅羽デイサービスセンター 袋井市介護予防・日常生活支援総合事業の  
第1号通所事業（通所介護相当サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人三宝会が開設する浅羽デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する袋井市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（通所介護相当サービス）（以下、「通所介護相当サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従事者が要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 通所介護相当サービスの提供にあたって、認知機能の低下や閉じこもり予防のため、引きこもりがち利用者や軽度認知症等のリスクのある利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

2 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 通所介護相当サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

6 前5項のほか、「袋井市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 通所介護相当サービスの提供に当たっては、事業所の従業者によつてのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 浅羽デイサービスセンター
- (2) 所在地 静岡県袋井市浅羽 4140 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤職員)

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、介護相当サービスの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1人以上(内 常勤職員1人)

生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応ずるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、指定居宅介護支援事業者等の機関との連携において必要な役割を果たす。

(3) 看護職員 1人以上

看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種のサービスを利用するために必要な処置を行なう。

(4) 介護職員 8人以上

介護職員は、通所介護相当サービスにあたり利用者の心身の状況を的確に把握し、利用者に対し適切な支援を行なう。

(5) 機能訓練指導員 1人以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行なう。

(6) 運転手 2人以上

運転手は、利用者の送迎用車両への移乗介助及び送迎用車両の運転を行なう。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

(1) 営業日 毎週月曜日～土曜日

ただし、12月30日～1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前 8時00分～午後5時00分

(3) サービス提供時間 午前10時30分～午後3時00分

(利用定員)

第7条 事業所の1日の利用定員は次のとおりとする。(通所介護サービス定員を含む)

1単位 50名

(事業の内容)

第8条 事業の内容は、指定居宅介護支援事業者等が作成した介護予防サービス支援計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを提供する。

(1) 日常生活に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な通所介護相当サービスの提供。

ア 排泄の支援

イ 移乗、移動の支援

ウ その他必要な支援

エ 養護(休養)

(2) 入浴に関すること

心身の状況に応じた必要な入浴サービスの提供

ア 一般浴槽による入浴



- イ 衣類の着脱の支援
- ウ 身体の清拭、洗髪、洗身の支援
- エ その他必要な支援
- (3) 食事に関すること
  - 嚥下その他の状況から適切な調理方法による食事を用意し、必要な食事サービスの提供
  - ア 配膳、下膳の支援
  - イ 食事の提供
  - ウ その他必要な支援
- (4) 機能訓練及びアクティビティに関すること
  - 利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種サービスの提供
  - ア 日常生活動作に関する訓練
  - イ レクリエーション、創作活動等
  - ウ 行事への参加
  - エ 体操等
- (5) 生活の機能向上に関すること
  - 利用者に適した生活の機能向上プログラムを作成及び実施し、利用者の心身機能の改善を図るためにサービスの提供
  - ア 事前アセスメント
  - イ 生活の機能向上プログラム作成
  - ウ 日常生活上の支援のための活動
  - エ モニタリング
  - オ 事後アセスメント
- (6) 口腔機能の向上に関すること
  - ア 事前アセスメント
  - イ 口腔機能の向上プログラム作成
  - ウ 口腔機能訓練の実施
  - エ 口腔衛生
  - オ モニタリング
  - カ 事後アセスメント
- (7) 健康管理に関すること
  - 健康チェック等による利用者の健康状態の確認
- (8) 送迎に関すること
  - 車両による居宅から事業所間の送迎サービスを提供する
- (9) 相談及び助言に関すること
  - 利用者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むための相談及び助言
  - ア 日常生活動作能力維持、向上に関する相談、助言
  - イ 福祉用具利用に関する相談、助言
  - ウ その他必要な相談助言

(第1号通所介護計画の作成等)

第9条 事業所は、介護予防サービス支援計画に基づいて、利用者の心身の状況、家族等介護者の状況に応じた第1号通所介護サービス計画を作成し、利用者又は家族に対してその内容を説明し、同意を得る。

2 事業者は、利用者に対し第1号通所介護サービス計画書に基づいて各種のサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(利用料等)

第 10 条 通所介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、「袋井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- 2 食事の提供に要する費用については、670円（おやつ代50円を含む）を徴収する。
- 3 その他、通所介護相当サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。
- 5 通所介護相当サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第 11 条 通常の事業の実施区域は、袋井市立浅羽中学校区内（旧浅羽町、袋井市岡崎・山崎）、及び袋井市内の松袋井・新池地区の一部・柳原・南町・砂本町・清水町・小川町・青木町・上田町・大門二丁目・大門三丁目・豊沢地区とする。

(衛生管理等)

第 12 条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 13 条 利用者は介護相当サービスの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第 14 条 介護相当サービスの提供を行なっているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する介護相当サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する介護相当サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 15 条 管理者は静岡県指定通所介護の人員、設備及び運営に関する規則に基づき、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、月に 1 回、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 事業者は、周辺の環境を踏まえて、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成する。
- 3 事業者は、第 1 項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等、地域との連携を重視する。
- 4 事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等、従業者の防災教育に努めなければならない。

(苦情処理)

第 16 条 介護相当サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した介護相当サービスに関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した介護相当サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 19 条 事業所は、事業所の職員の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

- 2 事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。
- 3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、通所介護相当サービスに関する記録を整備し、サービスを提供した日から 5 年間保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、開設者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第 20 条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止または休止の

日の一月前までに、次に掲げる事項を袋井市へ届出なければならない。

- (1) 廃止、又は休止しようとする年月日
- (2) 廃止し、又は休止しようとする理由
- (3) 現に通所介護相当サービスを受けている者に対する措置
- (4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

#### 付 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日に一部改正する。

この規程は、令和 6 年 1 月 1 日に一部改正する。

浅羽デイサービスセンター 袋井市介護予防・日常生活支援総合事業の  
第1号通所事業（通所型サービスA）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人三宝会が開設する浅羽デイサービスセンター（以下「事業所」という。）において実施する袋井市介護予防・日常生活支援総合事業における第1号通所事業（通所型サービスA）（以下、「通所型サービスA」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の従事者が要支援状態等にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適切な通所型サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 通所型サービスAの提供にあたって、認知機能の低下や閉じこもり予防のため、引きこもりがち利用者や軽度認知症等のリスクのある利用者に、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の回復を図り、もって生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

2 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 利用者の状態等を踏まえながら、住民主体による支援等の多様なサービスの利用を促進し、運動・レクリエーション等を行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。

4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、他のサービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 通所型サービスAの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。

6 前5項のほか、「袋井市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号訪問事業及び第1号通所事業の人員、設備及び運営の基準等に関する要綱」（平成29年袋井市告示第26号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 通所型サービスAの提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行なう事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 浅羽デイサービスセンター
- (2) 所在地 静岡県袋井市浅羽 4140 番地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1人(常勤職員)

管理者は、従事者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、通所型サービスAの実施に関し、事業所の従事者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2) 従事者 1人以上(内 常勤職員1人)

従事者は、通所型サービスAの業務に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間等は次のとおりとする。

(1) 営業日 毎週月曜日～金曜日

ただし、12月30日～1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前 8時00分～午後5時00分

(3) サービス提供時間 午前10時20分～午後3時30分

(利用定員)

第7条 事業所の1日の利用定員は次のとおりとする。

1日 1単位 15名

(事業の内容)

第8条 事業所で行う通所型サービスAの内容は次のとおりとする。

(1) 通所型サービスA個別計画等の作成

(2) 心身の状況が安定している方などを対象に、心身機能の維持向上のための体操、レクリエーション、趣味の活動などを行うものとする。

(利用料等)

第9条 通所型サービスAを提供した場合の利用料の額は、「袋井市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱」(平成29年袋井市告示第24号)の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 食事の提供に要する費用については、670円(おやつ代50円を含む)を徴収する。

3 その他、通所型サービスAにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。

4 前3項の利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5 通所型サービスAの提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の費用の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

6 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に

文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施区域)

第10条 通常の事業の実施区域は、袋井市立浅羽中学校区内(旧浅羽町、袋井市岡崎・山崎)とする。

(衛生管理等)

第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、当該施設において感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じる。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は通所型サービスAの提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を従事者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 通所型サービスAの提供を行なっているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用者の主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する通所型サービスAの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する通所型サービスAの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第14条 管理者は静岡県指定通所介護の人員、設備及び運営に関する規則に基づき、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、月に1回、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行うものとする。

2 事業者は、周辺の環境を踏まえて、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成する。

3 事業者は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練等へ参加する等、地域との連携を重視する。



- 4 事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等、従業者の防災教育に努めなければならない。

(苦情処理)

第 15 条 通所型サービス A の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した通所型サービス A に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した通所型サービス A に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 16 条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 17 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- (5) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (6) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を

現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第18条 事業所は、事業所の職員の資質向上のために研修の機会を設けるものとする。

2 事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

3 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

5 事業所は、通所型サービスAに関する記録を整備し、サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、開設者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(事業の廃止又は休止の届出及び便宜の提供)

第19条 事業所は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止または休止の日の一月前までに、次に掲げる事項を袋井市へ届出なければならない。

(1) 廃止、又は休止しようとする年月日

(2) 廃止し、又は休止しようとする理由

(3) 現に通所型サービスAを受けている者に対する措置

(4) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日に一部改正する。

この規程は、令和6年1月1日に一部改正する。